

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 10 日

田村市長 本 田 仁 一

1	工 事 番 号	第 7-13 号	
2	工 事 名	水道施設保全改修事業 船引浄水場薬注設備更新工事	
3	工 事 場 所	船引町船引字上川原地内	
4	工 事 等 種 別	暖冷房衛生設備工事	
5	工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次亜塩素注入機(ポンプ2台搭載) 4台</li> <li>・PAC注入機(ポンプ2台搭載) 4台</li> <li>・苛性ソーダ注入ポンプ(液中ポンプ×2、100ℓタンク付) 1組</li> <li>・次亜塩素貯蔵槽(PE製円筒堅型1.5m3) 2槽</li> <li>・次亜塩素、PAC、薬注設備計装盤(屋内自立型) 各1面</li> <li>・電磁流量計(次亜塩×4台、PAC2台) 6台</li> <li>・液位計(次亜塩×2台、PAC×1台) 3台</li> </ul>	
6	工 期	着 工	契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日
		完 了	平成 32 年 3 月 19 日(木)
7	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札	
8	発 注 課 及 び 監 督 員	水道事業所 主査 坪井啓徳	
9	予 定 価 格	事後公表	
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑩に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。	
	①	平成29・30年度田村市工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。	
	②	登 録 内 容	本市に、暖冷房衛生設備工事の工種登録のある者。
	③	所 在 地 区 分	市内登録業者及び準市内業者とする。 (市内登録業者とは田村市内に本社を置く者。準市内業者とは田村市内に常時建設工事等の請負契約を締結する支店・営業所を置く者。)
	④	建 設 業 許 可	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	建設業許可区分	特定建設業の許可を有する者であること。
	⑥	技 術 者 の 配 置	技術者の配置は建設業法に準ずること。
	⑦	総 合 点 数	市内登録業者は暖冷房衛生設備工事の総合点が700点以上である者。 準市内業者は経営規模等評価結果通知の管工事の総合評定値点数が平成30年10月1日時点において800点以上である者
	⑧	工 事 施 工 実 績	過去において、同種工事の施工実績のある者とする。
	⑨	田村市において指名停止期間中でないこと。(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)	
⑩	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。		
11	設計図書等の閲覧及び貸出(CD媒体等)		
	①	閱 覧 場 所	水道事業所
11	②	閱 覧 期 間	平成 30 年 10 月 10 日(水)から 平成 30 年 10 月 30 日(火)までの毎日 (ただし、土、日、祝日を除く)午前9時から午後5時まで ・設計図書の貸出を希望する場合は、発注課に申し出ること。
		設計図書等に対する質問	
12	①	質 問 方 法	本工事に関する質問は、指定様式(様式第1号)により総務部財政課にFAX又は電子メールで送信すること。なお送信後は確認のため必ず電話確認をすること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)

12	②	質問書送付先	田村市役所総務部財政課 電話番号:0247-81-2118 (直通) FAX:0247-81-2522 メールアドレス: zaisei@city.tamura.lg.jp
	③	質問期限	平成30年10月15日(月)午後4時まで
	④	質問書回答日	平成30年10月18日(木)午後2時以降
	⑤	質問に対する回答方法	質問書の回答は、質問書回答日までに質問者に対してFAXで回答するとともに市ホームページに掲載する。
	入札参加資格確認申請書の提出		
13	①	申請書の提出	入札に参加する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)を提出期限までに総務部財政課まで提出すること。期限までに提出がない場合入札に参加できない。
	②	申請書類	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号) (1)条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (2)同種工事の施工実績(工事毎) (3)主任(監理)技術者の資格・工事経験 (4)経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの)
	③	申請書提出期限	平成30年10月22日(月)午後4時まで
入札方法			
14	①	入札方法	入札当日、入札書を持参提出する。
	②	提出書類	入札当日、入札書のほかに入札金額見積内訳書「数量、単価、金額を記載」を提出すること (再度入札の場合は、後日提出するものとする。) ●入札書は、市指定様式により提出すること。(市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」よりダウンロード可)
15	入札保証金		免除
入札(開札)日時			
16	①	開札日時	平成30年10月31日(水)午前9時30分
	②	開札場所	田村市役所 3階 301会議室
17	落札者の決定		●本入札においては、開札後に予定価格を下回る最低価格入札者の入札参加資格要件等を再審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定する。 なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに田村市総務部財政課担当まで持参すること。
18	契約保証金		田村市財務規則(平成17年田村市規則第40号)第97条、第98条、第99条及び第100条の規定による。
19	契約の締結		1)落札決定者は落札決定の日から7日以内に仮契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続きがなされない場合は、落札の効力を失う。
			2)この契約は、田村市議会の決議後、直ちに本契約に移行するものとする。
			3)田村市議会の決議がなされなかった場合、(専決処分の場合を含む。)この契約は締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市はその賠償の責めを負わないものとする。
			4)契約(仮契約)を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合、契約を締結できない。
入札の無効			
20	①	市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	その他、入札の条件又は市において特に指定した事項に違反した入札	
その他			
21	①	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	②	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	③	その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。	